(目的)

第1条 国際交流推進委員会(以下「委員会」という)は、長野県立こども病院に勤務する全職員が グローバルな見識をもって医療の実践と発展に貢献するために、海外の医療施設との交流推進に 必要な諸問題を審議する。

(掌握事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議、検討し、計画を立案するとともに交流を遂行する。

- (1)スタッフ派遣事業の企画・立案および海外医療施設との交渉
- (2)海外医療施設スタッフを受け入れるための企画の立案、準備とその実施
- (3)MOUの締結、更新および必要時の改定に関する課題
- (4)その他、委員会が必要を認めた課題

(組織)

第3条 委員会は、委員長および委員をもって構成し、院長は統括責任者とする。

- 2 委員長は、院長が任命する。
- 3 副委員長および委員は委員長が指名し、院長が任命する。

(会議とメールによる審議)

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集して開催する。

- 2 会議は、委員長が必要と認める場合はWeb会議とすることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席で成立する。
- 4 議長は委員長が行い、委員長不在の場合は副委員長が代行する。
- 5 委員会の決議は、出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。
- 6 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員全員にメール審議を求めることができる。
- 7 メール審議は、委員から期限内に反対意見あるいはメール審議に付すべきでないとの意見が ない場合は承認されたものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は事務部において行う。

- 2 庶務は、審議内容を記録し保管する。
- 3 庶務は、委員会に必要な資料を作成する。

(補足)

第6条 この規程に定めることのほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

2 本規定の運用にあたって必要が生じたときは、本委員会の審議を経て、管理会議において協議の上決定する。

(附則)

この規定は、令和4年6月3日から実施する。